

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人中川正夫の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原判決は、本件製造たばこの販売を小売人Aの委託販売であると認定したものではないことは、原判決文上明らかであり、そして、原判示の事実（原判決書三枚目表七行目から四枚目表末行まで）および記録に徴すれば、本件製造たばこの販売は、Aの委託販売ではなく、被告人Bが販売したものであるとの原認定の結論は、これを是認することができる。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する

昭和四五年七月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	松	本	正	雄
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷